寄居町女性消防サポーター設置要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、町民が火災や自然災害等からの被害を最小限に抑え、安全かつ安心して暮らすことができることを支援するため、消防防災関係機関等と連携し地域の消防防災力の向上を図る寄居町女性消防サポーター（以下「女性消防サポーター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることとする。

（職務）

第２条　女性消防サポーターは、次に掲げる職務を行うものとする。

⑴　火災予防に関する広報活動等に関すること。

⑵　火災消火方法等の習得に関すること。

⑶　救急処置技術等の習得に関すること。

⑷　防災訓練や防災に関する講演会等への協力に関すること。

⑸　子どもや高齢者等への防火や防災の講話に関すること。

⑹　消防団や自主防災組織等と連携した活動に関すること。

⑺　その他町長が必要と認めた事項に関すること。

（定数）

第３条　女性消防サポーターの定数は、４０人以内とする。

（委嘱）

第４条　女性消防サポーターは、次の各号のいずれにも該当する者を、町長が委嘱するものとする。

⑴　年齢１８歳以上の女性である者

⑵　町内に住所又は勤務地を有する者

⑶　品行方正で消防及び防災の活動に深い関心と理解を有する者

⑷　職務の遂行に耐えられる心身ともに健康な者

（任期）

第５条　女性消防サポーターの任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　女性消防サポーターが欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（解嘱）

第６条　前条の規定にかかわらず、町長は女性消防サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その任期中においてもこれを解嘱することができる。

⑴　本人から解嘱の願出があったとき。

⑵　心身の故障のため任務の遂行上に支障があり、又はこれに耐えられないとき。

⑶　女性消防サポーター制度を廃止し、又は縮小するとき。
⑷　その他町長が解嘱する必要があると認めたとき。
２　町長は、前項に定める解嘱を決定したときは、本人に通知するものとする。
（報償）
第７条　町は、女性消防サポーターに対して予算の範囲内で、報償金を支給するものとする。
（守秘義務）
第８条　女性消防サポーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（庶務）
第９条　女性消防サポーターに関する庶務は、消防事務主管課において処理する。
（委任）
第１０条　この告示に定めるもののほか、女性消防サポーターについて必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
この告示は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成２７年６月１日から施行する。